

保障契約情報の通報要領

1. 保障契約情報について

保障契約情報は、船舶油濁損害賠償保障法（以下、単に法といいます。）第41条の2の規定に基づき、本邦外の地域から本邦内の港に入港（特定海域への入域を含みます。）しようとする場合に、地方運輸局宛てに通報することが船長（船舶所有者等又は代理人が行うことも可）に義務付けられているものです。（通報を怠ったり、虚偽の通報を行なった場合は、罰せられます。）

2. 各項目の記入方法

・項目1. 船名

船舶の名称をアルファベットで記入してください。

・項目2. 船舶番号又は信号符字

日本船舶は船舶番号を、日本船舶以外の船舶は信号符字などの船舶を識別するための番号を記入してください。

・項目3. IMO番号

付与されている国際海事機関（IMO）番号を記入してください、

記入例：IMO 1 2 3 4 5 6 7

・項目4. 船舶の国籍

船舶の国籍を記入してください。

・項目5. 船籍港

船籍港を記入してください。

・項目6. 国際総トン数

船舶の総トン数を記入してください。国際総トン数が付与されている場合は、国際総トン数を記入します。それ以外の場合は、国際総トン数に換算可能であれば、換算のうえ国際総トン数を記入してください。換算できない場合は、その旨注記して、総トン数を記入してください。

・項目7. 入港しようとする港名及び予定日時

入港港名及び予定日時を記入してください。また、係留施設名（バース名）についても判明している範囲で記入してください。

予定日時の記入例：2005/3/1 1500

・項目8. 入域しようとする特定海域の位置及び予定日時

特定海域に入域する場合は、入域する位置を○印で囲み、予定日時を記入してください。複数の特定海域に入域する場合は、最初に入域する特定海域について記入してください。

・項目9. 船舶所有者等の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先

船舶所有者、船舶賃借人について記入してください。電話の他にFAXがあれば、FAX番号を記入してください。

・項目10. 通報者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先

通報者について記入してください。電話の他にFAXがあれば、FAX番号を記入してください。

・項目11. 保障契約締結の有無

法律で規定される保障契約が入港船舶について締結されているかどうか、○印で囲んでください。

「無」の場合、入港及び入域できませんのでご注意ください。

・項目12. 保障契約証明書等を有している場合その番号

国土交通大臣から保障契約証明書（タンカーの場合）又は一般船舶保障契約証明書（一般船舶の場合）の交付を受けている場合は、証明書右上の番号を記入してください。

また外国政府から交付されたCLC条約（油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約）証書を所持している場合は、交付した外国政府の名称及び該当する書面の識別番号を記入してください。（該当する番号が無い場合は、外国政府の名称のみを記入してください。）

※項目12と13は、いずれか一方に記入してください。

・項目13. 保障契約証明書等を有していない場合、右の事項に記入

イ. 保険者の名称

保険契約を締結している保険者について記入してください。記入する保険者は告示で指定されている保険者（指定保険者）でなければなりません。（それ以外の保険者の場合は、国土交通大臣が交付する一般船舶保障契約証明書を所持していなければなりません。）

ロ. 保険の証書番号

保険の締結を証する書面（保険証券、保険証書等が該当）に記載してある証書番号（無い場合は保険契約番号）を記入してください。

ハ. 保険の有効期間

保険の有効期間を記入してください。

ニ. 保険が燃料油油濁損害及び船体撤去等の費用を担保しているか

法第39条の5第1項第一号及び第二号に規定する損害のいずれも填補する保険契約になっているか、該当するものを○印で囲んでください。「していない」を囲んだ場合、入港できませんのでご注意ください。

ホ. 保険金額

保険金額を記入してください。特に上限が定められていない契約の場合は、「無制限」と記入してください。

※項目12と13は、いずれか一方に記入してください。

・項目14. 過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無

該当するものを、丸印で囲んでください。

・項目15. 本船の連絡先

本船に該当する通信手段が備え付けてある場合は、電話番号等を記入してください。

・その他

FAXで通報する場合に、送信の日時を欄外右下に記入してください。ただしFAX送信機により、自動的に当該日時が用紙に記録されるものは、記入の必要はありません。

3. 通報の方法等

(1) 通報先

- ・入港する港を管轄する地方運輸局(本局)又は沖縄総合事務局

(2) 通報期限

- ・入港する日の前日正午(但し前日が行政機関の休日に当たる場合は休日を除いた前日正午)

(3) 通報方法

- ・所定の通報様式に記入し、窓口への持参、FAX 送信又は郵送

(4) 通報義務者

- ・船長、船舶所有者又は船舶賃借人(これらの代理人も可)

(5) 言語

通報は日本人の船長又は国内代理店から行う場合は、日本語によることを原則とします。

また、外国人の船長から行なう場合は、日本語又は英語によることを原則とします。

ただし、いずれの場合も、原則として船舶の名称はアルファベットによって記入してください。

(6) 一般船舶についての注意事項

- ・一般船舶が特定海域に入域する場合は、入域する日の前日正午までに入港する港(※)を管轄する地方運輸局(本局)に通報してください。

※日本に入港せず瀬戸内海を通過のみする一般船舶は、九州運輸局(関門海峡又は豊後水道から入域)又は近畿運輸局(紀伊水道から入域)に通報することが必要です。

4. その他

通報を受けた地方運輸局では、通報内容の確認のため通報者等に連絡をとり、CLC証書又は保険証書等のFAXを依頼する場合がありますので、その用意もお願いいたします。

※通報様式は、船舶油濁損害賠償保障法の解説ページからダウンロードできます。

解説ページのアドレス：http://www.mlit.go.jp/kaiji/insurance/insurance_portal.htm

通報先・お問い合わせ先

地方運輸局	電話番号	ファクス番号	管轄区域
北海道運輸局	0134-27-7181	0134-23-4221	北海道
東北運輸局	022-791-7516	022-299-8884	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東運輸局	045-211-7222	045-662-6192	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北陸信越運輸局	025-244-6113	025-248-7271	新潟、富山、石川、長野
中部運輸局	052-952-8021	052-952-8083	福井、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿運輸局	06-6949-6423	06-6949-6528	滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山
神戸運輸監理部	078-321-7052	078-321-0966	兵庫
中国運輸局	082-228-8794	082-228-3468	鳥取、島根、岡山、広島、山口(下関港、宇部港、小野田港、厚狭港、仙崎港除く)
四国運輸局	087-825-1189	087-821-5732	徳島、香川、愛媛、高知
九州運輸局	092-472-3173	092-472-3305	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び下関港、宇部港、小野田港、厚狭港、仙崎港
沖縄総合事務局	098-862-1454	098-860-2369	沖縄